

臨時的任用教職員を希望する皆様へ 人材バンク登録制度の御案内

山梨県教育委員会
令和2年7月改訂版

はじめに

山梨県では、県内の公立小中学校及び県立学校に勤務する教職員の欠員等に応じて、教諭（講師）・養護教諭・栄養教諭・事務職員・栄養職員・実習助手・寄宿舎指導員として臨時的に教職員の任用を行う制度があります。

この臨時的に任用する教職員（会計年度任用職員及び任期付教職員を含む。以下「臨時的任用教職員」という。）を円滑に確保するために、本県では人材バンク登録制度を設け、臨時的任用教職員を希望される方々の登録を行っております。

つきましては、臨時的任用教職員を希望される方は、必ず、次の人材バンク登録制度の概要を確認の上、所定の手続きを行ってください。

注）臨時的任用教職員として勤務していただくためには、原則として、この人材バンクへの登録をお願いしています。

1 臨時的任用教職員の概要と任用形態

現在、大きく分けて、次の五つの区分により臨時的任用を行っております。

代替教職員

産休・療養・研修・介護休暇等の理由により、一定期間以上学校に勤務ができない教職員を補充するため、その休暇等の取得期間を限度として任用する常勤の教職員です。

期間採用教職員

正規の教職員に欠員が生じた場合、これを補充するためその欠員数に応じて任用する常勤の教職員です。

任期付任用教職員

育児や配偶者同行のため休業する職員を補充するため、その休業期間に応じて最長3年の期間で任用する常勤の教職員です。

非常勤講師(会計年度任用職員)

初任者研修等にかかわる授業の補充の目的や、よりきめ細かな指導を実現するため、また県立学校の授業を補充するために任用する非常勤の教職員です。

任期付短時間勤務職員

育児短時間勤務等により短時間勤務を行う教職員の後補充のために任用する教職員です。

2 募集職種と必要とする教員免許状等

募集している職種は次のとおりです。

募集職種	必要とする教員免許状等	
教諭	小学校	小学校の教員免許状
	中学校	中学校の教員免許状
	高等学校	高等学校の教員免許状
	特別支援学校	上記いずれかの教員免許状
養護教諭	養護教諭の教員免許状	
栄養教諭	栄養教諭の教員免許状	
栄養職員	栄養士または管理栄養士の資格免許	
事務職員 実習助手 寄宿舎指導員	教員免許状は特に必要としない	

3 登録・任用されるための条件

次の全てに該当する者であることが条件となります。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者
- (2) 希望する職種・校種・教科（科目）に相当する教員免許状等を所有している者（登録申請日から最初の3月31日までに免許・資格の取得が見込める者）
- (3) 心身ともに健康で勤務に支障がない者
- (4) 教職員（公務員）としての服務規律等を厳守できる者

注1) 免許の取得見込者については、人材バンクへの登録のみを受け付けるので、取得後は必ずその旨を申し出ること。なお、任用は、登録した免許の取得以降になります。

注2) H21.4.1 から教員免許更新制が導入されていますが、更新講習の手続きを修了せずに関許が失効となった場合は、任用できないので、免許の期限には留意すること。

注3) 免許更新制についてはhttp://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htmを参考にしてください。

4 人材バンクへの登録方法

人材バンクへの登録を希望する場合は、別添の「**臨時的任用教職員等勤務記録カード**（以下「**臨採カード**」という。）に顔写真を貼り、必要事項を記入した上で、山梨県教育庁義務教育課へ提出してください。なお、人材バンクへの登録は、随時、受け付けております。

注1) 臨採カードは、(山梨県教育庁) 義務教育課、高校教育課、各教育事務所及び山梨県東京事務所、やまなし暮らし支援センターで配布しています。

○土曜日、日曜日及び祝日を除く、月～金曜日の午前9時から午後5時まで		
義務教育課	甲府市丸の内一丁目 6-1 (県庁防災新館 3 階)	TEL 055-223-1757
高校教育課	甲府市丸の内一丁目 6-1 (県庁防災新館 3 階)	TEL 055-223-1758
中北教育事務所	韮崎市本町四丁目 2-4 (北巨摩合同庁舎内)	TEL 0551-23-3006
峡東教育事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1 (東山梨合同庁舎内)	TEL 0553-20-2730
峡南教育事務所	富士川町鯉沢 771-2 (南巨摩合同庁舎内)	TEL 0556-22-8140
富士・東部教育事務所	都留市田原二丁目 13-43 (南都留合同庁舎内)	TEL 0554-45-7820
山梨県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目 6-3	TEL 03-5212-9033
○月曜日、火曜日及び祝日を除く、水～日曜日の午前10時から午後6時まで		
やまなし暮らし支援センター	東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 8 階	TEL 03-6273-4306

なお、他県などから郵送で請求される場合は、封筒の表に「臨採カード請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号)を同封の上、義務教育課へ請求してください。

注2) 登録は、臨採カードを義務教育課に提出することによって完了します。

注3) 臨採カードを作成する際は、記入例(P9～10)を参考としてください。

注4) 臨採カードは、新規に1度提出すれば、原則3年間は有効(更新有り)であり、毎年、提出する必要はありません。

5 臨採カードの提出先・提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 持参する場合

山梨県教育庁義務教育課(県庁防災新館3階)又は各教育事務所に登録を希望される方(本人)が持参してください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く月～金曜日の午前9時から午後5時まで)

※人材バンク制度へのお問い合わせ

山梨県教育庁義務教育課 人事担当 (電話055-223-1757)

(2) 郵送する場合

封筒の表に「臨採カード在中」と朱書きして、次の宛先まで郵送してください。

(宛先) 〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県教育庁義務教育課 人事担当

6 任用に関する決定・連絡等

任用は、各学校が必要とする条件(職種・地域・校種・教科等)によるため、人材バンクへの登録順に行われるものではありません。また、任用は、教職員の欠員等の状況に応じてなされるため、登録後、必ず任用されるものではありません。なお、任用の決定及び連絡は原則、臨時的任用教職員を必要とする学校から直接、登録者本人へ行います。

7 任用となった時の必要書類

任用が決定となった場合には、各学校の指示により、任用に際して必要な書類等を当該学校へ提出してください。

特に、任用に係る**教員免許状（担当する校種・教科）の写し及び所定の様式による健康診断書**等の提出が必要となります。任用が決まりましたら、速やかに医師による健康診断を受診してください。また、勤務条件等は、必ず勤務先の学校に確認してください。

8 登録内容の変更、登録の有効期間について

人材バンクへの登録後、登録内容等を変更したり、登録の抹消を希望したりする場合は、次のとおり手続きを行ってください。

I.書面で登録内容の変更等を行う場合（以下「書面」という）

P5「○各種届の記入例」を参考にし、必要事項を記載し、記名・押印の上、封書により、義務教育課まで提出してください。

II.電子で登録内容の変更等を行う場合（以下「電子」という）

義務教育課ホームページ([トップ > くらし・防災 > 教育・学校 > 小中学校 > 教職員 > 人材バンク登録者の皆様へ](#))にリンクがありますので、そちらから手続きを行ってください。

※やまなしくらしネットの登録手続きが必要になります。

(1) 登録内容を変更する場合

人材バンクへの登録後、住所・電話番号など登録内容に変更が生じた場合は、**速やかに書面（登録内容変更届）又は電子で連絡**してください。

(2) 登録を抹消する場合

他の会社に就職した場合や他の都道府県の教職員になった場合など、臨時的任用教職員を希望しなくなった場合は、速やかに**書面（登録抹消届）又は電子**で連絡してください。また、登録内容にある連絡先との連絡が不通となった場合は、登録期間中であっても登録を抹消しますので、御了承ください。

注) 次のいずれかに該当する場合、登録が抹消されます。

- ①登録期間が終了した場合。
- ②登録抹消届が提出された場合。
- ③登録先に連絡又は文書等の通知ができなくなった場合。
- ④その他、県教委が登録を抹消することが適当とされた場合。

(3) 登録期間と登録の延長

人材バンクへの登録期間は、登録日から3年間とさせていただきます。

登録日より3年間経過した場合は、基本的に登録は抹消されますので御了承ください。

また、登録の延長を希望される方は、**書面（登録延長届）又は電子**で連絡してください。

ただし、**人材バンク登録中、県教委により任用された場合には、その都度、任用期間の終了日から、登録が3年間自動的に延長されます。**

(4) 登録抹消後、再度の登録を希望する場合

人材バンクへの登録が抹消された後に、再度、登録を希望される場合は、新たに臨採カードを提出してください。

○各種届の記入例

<登録内容を変更する場合>

年 月 日

登録内容変更届

登録番号
氏 名印
生年月日

人材バンクの登録内容について、次のとおり変更を希望しますので届け出ます。
(新旧の現住所・氏名・電話番号等変更内容がわかるよう記入してください。)

<登録を抹消する場合>

年 月 日

登録抹消届

登録番号
氏 名印
生年月日

臨時的任用教職員を希望する意思がなくなりましたので、臨時的任用教職員人材バンク登録から抹消してください。

<登録を延長する場合>

年 月 日

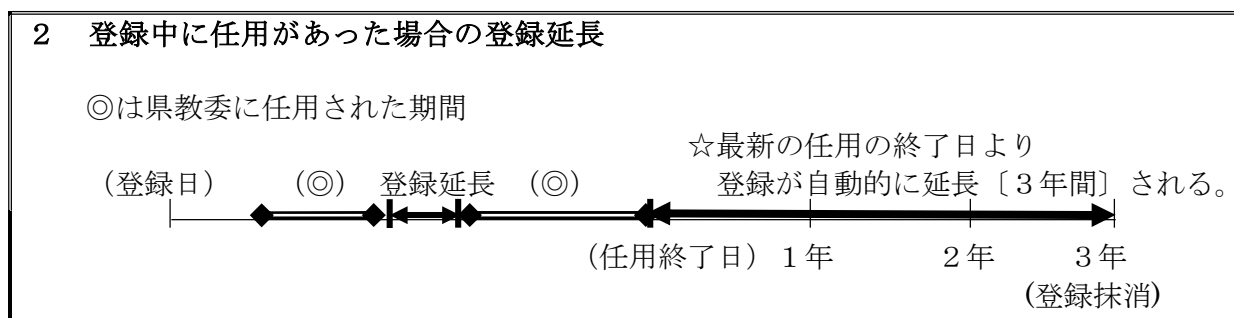
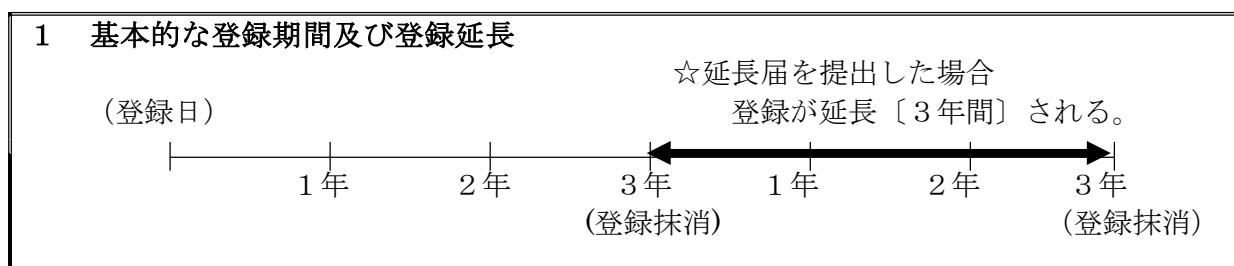
登録延長届

登録番号
氏 名印
生年月日

人材バンクの登録の延長を希望しますので届け出ます。

注1) 登録番号が不明な場合は、記入しなくてもかまいません。ただし、氏名及び生年月日は、忘れずに記入してください。
注2) 書面は任意様式です。

○登録期間についての参考図



注) 登録日又は最新の臨時的任用された期間の終了日から3年間任用がなかった場合は、登録が自動的に抹消されることとなります。

9 任用後の勤務条件等

詳細は、勤務する学校等で確認してください。

(1) 任用期間

- 代替教職員は、本務者の産休等の休暇期間を限度（ただし、1年を超えない期間）としますが、本務者の休暇等の取得事由が消滅した場合には、退職となります。
- 期間採用教職員は、原則として、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（4月1日～9月30日として任用した後、6月以内の任用の更新）ですが、欠員状況が解消された場合には、退職となりますので、予め、御承知ください。
- 任期付任用教職員は、本務者の育休等の休業期間を限度（最長3年）としますが、本務者が職務復帰をしたり次子を妊娠したりした場合は、退職、あるいは産休代替教職員への変更となります。
- 非常勤講師は、原則として、4月から7月下旬、及び8月下旬から翌年3月31日までです。

(2) 勤務時間・勤務内容等

- 代替教職員、期間採用教職員及び任期付任用教職員の勤務日及び勤務時間は、正規職員と同じです。
- 非常勤講師は、概ね週19時間35分以下で勤務時間が割り振られます。
なお、非常勤講師の発令は、週当たりの基本勤務時間数で行いますが、冬期休業及び学年末休業等の授業がない期間は、勤務時間の割振りを行わないため、出勤することはありません。
また、原則、夏期休業期間の任用はありません。
- 勤務内容等は、任用される学校・任用形態・職種等により異なりますので、勤務校で確認してください。（代替教職員及び期間採用教職員、任期付任用教職員の勤務内容は、原則、正規職員と同じです。）
- 有給休暇等は、原則正規職員と同じですが勤務した期間により異なるものもありますので、勤務校で確認してください。

(3) 給与等

- 代替教職員、期間採用教職員及び任期付任用教職員の給与には、給料、通勤手当及び期末手当等が含まれ、給料月額は、任用の都度、決定されます。また、給料月額は、経験年数により、一定の基準で加算（上限あり）されます。なお、給与は、月単位での支給となりますが、月の中途での採用又は退職の場合には、日割計算で支給されることとなります。
- 非常勤講師の勤務1時間当たりの報酬は、免許状の種別によって決定され、勤務実績時間数に基づき支給されます。なお、勤務時間の割振り変更等により、勤務実績がない場合には、報酬は支払われません。
- 任期付短時間勤務職員の給料月額は、勤務時間数に応じて決定されます。

任期付短時間勤務職員で週19時間10分勤務する場合（R2.3現在）

$\text{給料月額} \times \frac{19 \text{ 時間 } 10 \text{ 分}(1,150 \text{ 分})}{38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}(2,325 \text{ 分})} \quad (1 \text{ 円未満切捨})$
--

小中学校講師（代替教員）の場合（R2.3現在）

学歴・年齢	給料月額	備 考
短大卒・20歳	182,659円	教育職給料表（二）1級13号給相当額
大学卒・22歳	208,351円	教育職給料表（二）1級25号給相当額

非常勤講師の場合（R2.3 現在）

免許状種別	勤務一時間当たりの報酬額
専修・一種（級）・二種（級）	2, 8 2 0 円
上記以外の場合	2, 4 7 0 円

注）その他の諸手当（通勤手当など）は、支給要件に応じて支給されます。

（４）公立学校共済組合への加入

任期付教職員（短時間勤務職員を除く。）及び期間採用教職員・代替教職員については、公立学校共済組合へ加入することになります。

1 0 その他（期間採用教職員の申込手続）

期間採用教員（教諭・養護教諭・栄養教諭）を希望する場合、毎年度実施される選考検査を受検する必要があります。詳しくは、各年度に実施される山梨県公立学校期間採用教職員選考検査実施要項を参照してください。

（１）実施要項の配布及び申込書の受付期間

実施要項は毎年11月上旬から配布し、受付期間は毎年11月中旬～11月下旬を予定しています。日程は変更になる場合がありますので、県ホームページをよくご確認ください。

（２）入手方法

ア 県ホームページ上からダウンロードする場合

県義務教育課ホームページを参照してください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/gimukyō/index.html>

イ 所定の配付場所で直接受け取る場合

次の場所で、配付します。

（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く、月～金曜日の午前9時から午後5時まで）

義務教育課	甲府市丸の内一丁目 6-1（県庁防災新館 3 階）	TEL 055-223-1757
高校教育課	甲府市丸の内一丁目 6-1（県庁防災新館 3 階）	TEL 055-223-1758
中北教育事務所	韮崎市本町四丁目 2-4（北巨摩合同庁舎内）	TEL 0551-23-3006
峡東教育事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1（東山梨合同庁舎内）	TEL 0553-20-2730
峡南教育事務所	富士川町鯉沢 771-2（南巨摩合同庁舎内）	TEL 0556-22-8140
富士・東部教育事務所	都留市田原二丁目 13-43（南都留合同庁舎内）	TEL 0554-45-7820

ウ 郵送で請求する場合

長型 3 号の返信用封筒（返送先の郵便番号・住所・氏名を記入し、94 円切手を貼ったもの）を次の請求先にお送りください。

なお、返信用封筒を送る封筒の表には「期間採用教員選考検査実施要項請求」と朱書してください。

（請求先）〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目 6-1
山梨県教育庁義務教育課 人事担当

10 非常勤講師の申込手続

非常勤講師を希望する場合、必要に応じてその都度実施される選考検査を受検する必要があります。

詳しくは、山梨県公立小中学校非常勤講師募集要項、あるいは各県立学校の募集要項を参照してください。

(1) 実施要項の配布及び申込書の受付期間

非常勤講師の採用の必要が出た時点で、その都度選考検査を行いますので、申し込みの受付は年間を通じて行っております。ただ、毎年4月からの採用を希望される場合は、採用希望の年度の前年度の2月中旬までに申し込みを行ってください。

(2) 入手方法

期間採用教職員の場合と同様です。

(参考) 臨採カードの記入例

※印のある欄は記入しないで下さい。

※ 年 月 日 登録
年 月 日 抹消
※ 氏名
※ 山梨太郎
※ 山梨太郎
※ 山梨太郎

☆高校の社会・理科・農業・工業の免許を登録する場合は、教授可能科目コードを記入すること。

教授可能科目コード	科目名
9B1	高・世界史
9B2	高・日本史
9B3	高・地理
9B4	高・倫社
9B5	高・政経
9D1	高・物理
9D2	高・化学
9D3	高・生物
9D4	高・地学
9P0	高・農業
9P1	高・園芸
9P2	高・農業土木
9P3	高・食品化学
9P4	高・造園
9P5	高・林業
9R0	高・工業
9R1	高・機械
9R2	高・電気
9R3	高・電子
9R4	高・建築
9R5	高・土木
9R6	高・工業化学
9R7	高・応用IT
9R8	高・継続工学

臨時的就用教職員勤務記録カード (臨採カード)

氏名: 山梨太郎 (ここに氏名を記入したものを貼付) 性別: 男 生年月日: 昭和45年10月1日 年齢: 45歳 職業: 会社員

住所: 〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話番号: (055) 234-XXXX (090) 9876-XXXX

家族: 父 山梨一郎 (会社員) 母 富士子 (公務員) 姉 花子 (公務員)

勤務履歴:

年月日	正式名称(教科)	山梨県	教育委員会
8.3.24	小学校教諭専修免許状	山梨県	教育委員会
8.3.24	中学校教諭専修免許状(社会)	山梨県	教育委員会
6.3.25	高等学校教諭一種免許状(公民) 9B5	山梨県	教育委員会
13.12.1	司書教諭		教育委員会

申請日: 〇〇年〇月〇日

署名: 山梨太郎 (署名押印を忘れなさい!)

必ず一つは〇をすること

署名押印を忘れなさい!

高等学校の社会・理科・農業・工業を登録する場合は、左の別表より教授可能科目コードを選択して記入すること。

免許・資格名は正確に記入すること。

見込みは「HO.O.見込」等と記入すること。

記録された個人情報、教職員情報のためには利用しません。

見込みの場合は「HO.O.見込」等と記入すること。なお、実年月数も見込みで記入すること

教科を忘れないこと! 特別支援学校教諭の免許状の場合、領域(知的・肢体・病弱・視覚・聴覚)も必ず記入すること

私は、記載のとおり人材バンクへ登録を希望します。地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しません。また、本記載事項に遺漏相違ありません。なお3年間任用が無い場合には、本登録が抹消されることにも同意します。

3年0月は「3-0」と記入

申請日を記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

3年0月は「3-0」と記入

〈臨採カードの記入上の注意事項について〉

- ①「顔写真」欄には、所定のを必ず貼ってください。
なお、写真の裏面には必ず氏名を記入して貼付してください。
※写真（たて 3.5cm、よこ 3.0cm）は、カラー又は白黒の両方を可としますが、3ヶ月以内に撮影したものを使用してください。
- ②「希望職種」（教諭、養教、事務、栄養、実習助手、寄宿舎指導員）欄には、希望するものに必ず一つ以上○をしてください。なお、○がついてない場合は、登録をいたしません。
- ③現在、県内にお住まいになっていない方で、山梨県へ帰省・転居する予定の方は、「現住所」欄に、転居後の住所（山梨県内）を記入してください。
なお、転居先等が未確定の場合は、現在の住所を記入してください。（転居後に住所変更届を必ず提出してください。）
- ④「電話番号」は、必ず連絡がとれるものを記入してください。また、携帯電話をお持ちの方は、携帯電話の番号も登録してください。
- ⑤「学歴・職歴」は、高等学校以降のものを記入してください。記入欄が不足する場合には、コピーしたものを貼ってください。なお、パート・アルバイト等の職歴は記入しないでください。
- ⑥「教員免許状」は、5つまで登録することができますので、所有する免許状を正確な名称で記入してください。
※教科（科目）の別、専修・1種・2種の別も必ず記入してください。
なお、同校種で同教科の免許を所有している場合には、上位の免許のみ記入してください。
※中学校国語・1種と中学校国語・専修の免許状を所有する場合には、専修免許状のみ記入してください。
- ⑦司書教諭・栄養士・管理栄養士の免許資格を所有している場合は、教員免許状の欄に必ず記入してください。
- ⑧教員免許状の「★」欄は、別表より科目コード番号を選択して記入してください。
- ⑨卒業見込み・免許状取得見込みの場合は、必ず、「年月日欄」に「見込」と記入してください。
この場合、登録申請日から最初の3月31日までに卒業や取得が見込まれるものを学歴・教員免許状等に記入してください。 ※「R〇〇・3・見込」と記入してください。
- ⑩右下の署名の日付は、登録を申請する日を記入してください。
なお、署名押印も忘れないでください。

参考)人材バンクについて Q&A

質問 1)

現在、大学4年生ですが、人材バンクへ登録することはできますか。

回答)

登録申請日から最初の3月31日までに教員免許等の取得が見込まれれば、人材バンクへの登録は可能です。ただし、実際に任用されるのは、卒業して免許等が取得されてからとなりますので御注意ください。

なお、この場合に臨採カードを提出する際は、教員免許状の記入欄に「〇年〇月取得見込」と記載してください。また、学歴も同様に「×年×月卒業見込」と記載してください。

質問 2)

現在、他県の大学に在学中ですが、卒業後は山梨県に戻る予定でいます。
この場合、臨採カードの現住所の欄はどのように記入したらよいでしょうか。

回答)

臨時的任用教職員の候補者の検索や任用に関する連絡は、登録された内容・連絡先により行いますので、山梨県へ転居することが確実な場合は、転居予定先の住所等を記入してください。転居先などが確実でない場合は、現住所を記載してください。(転居後に登録内容変更届を必ず提出してください。)

質問 3)

臨時的任用教職員には、登録後どのくらいで任用されますか。

回答)

臨時的任用は、教員の欠員等が生じた場合に行うものであり、任用の連絡も登録順ではありません。学校が必要とする条件(教科、地域など)により候補者を検索した後に、各学校から連絡を行います。したがって、すぐに任用されることもあります。全く任用されない場合もありますので、予め御了承ください。

質問 4)

人材バンクへの登録の際には、臨採カードの他に提出する書類はありますか。
また、年齢制限はありますか。

回答)

特に必要なものはありません。臨採カードの提出のみで構いません。ただし、任用予定となった場合には、教員免許状の写しや健康診断書等の提出が必要となります。

また、登録上の年齢制限は現在のところありませんが、心身ともに健康であり、勤務に支障のない方を任用条件としております。

質問5)

人材バンクへの登録(臨採カードの提出)は、毎年、行う必要がありますか。

回答)

登録を1度行えば、3年間は継続されますので、毎年、登録する必要はありません。

また、登録期間の終了後、さらに登録延長を希望する場合には、登録延長届を提出してください。なお、臨採カードは、最初の登録申請時のみ提出してください。

質問6)

現在、県教委に代替教職員として任用され勤務しておりますが、来月で登録してから3年間の経過します。今後も登録を継続すること希望しておりますが、登録延長届を提出する必要がありますか。

回答)

県教委により臨時的任用されている(された)場合には、任用終了日より登録期間が自動的に3年間延長されます。

したがって、登録延長届を提出しなくても、現在の任用期間の終了日より3年間は、登録期間が延長されます。

なお、任用終了後は、自動的に3年間の登録延長を行いますので、登録を希望しない場合には、必ず、登録抹消届を提出してください。

ただし、市町村による臨時的任用については対象外ですので御注意ください。

～問い合わせ先～

- 人材バンク登録制度や小中学校の任用については
山梨県教育庁義務教育課人事担当(Tel055-223-1757)
- 高等学校・盲・ろう・特別支援学校の任用については
山梨県教育庁高校教育課人事担当(Tel055-223-1758)
- 免許更新制については
山梨県教育庁義務教育課免許助成担当(Tel055-223-1755)
- 給与・社会保険・雇用保険については
山梨県教育庁福利給与課給与担当(Tel055-223-1756)